

「墨田区建築物等の解体等工事に係るアスベスト飛散防止に関する指導要綱」を制定しました (平成28年12月1日から適用します。)

建築物等の解体等工事を施工する方は、アスベスト使用の有無を事前に調査し、結果を発注者及び区に報告するとともに、現場に掲示してください。

対象

墨田区内の建築物等の解体・改造・補修する作業を伴う建設工事（平成18年9月1日以降に設置の工事に着手した建築物は対象外）

事前調査の結果	必要な手続き	期日	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">無し</div> アスベスト含有成形板等 のみ使用の場合 （大気汚染防止法に基づく 特定工事に該当しない場合）	事前調査の結果を発注者に報告（第1号様式）	解体等工事開始の7日前まで	
	事前調査の結果を区に報告（第2号様式）		
	工事標識の設置（第3号様式）		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">有り</div> 吹付けアスベスト 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材 石綿含有断熱材 （大気汚染防止法に基づく 特定工事に該当する場合） 石綿含有保温材があっても、 特定工事に該当しない 場合もあります。	事前調査の結果を発注者に報告（第1号様式及び別紙1）	特定粉じん排出等作業の14日前 又は特定工事を開始する日の 7日前までのいずれか早い日まで	
	「特定粉じん排出等作業実施届出書」及び「石綿飛散防止方法等計画届出書」を区に提出 （石綿飛散防止方法等計画届出書の提出に際して規模要件があります）		特定粉じん排出等作業の 14日前まで
	工事標識の設置（第3号様式）	別途、大気汚染防止法で定める作業基準に基づく 掲示板を設置する必要あり	特定工事開始の7日前まで
	特定工事についての説明会又は 戸別訪問による説明	敷地境界から10m又は当該建築物等の高さの 水平距離のうちいずれか広い範囲内で実施 説明内容 ・アスベストの使用状況、工期、 除去等作業計画、作業方法等 ・アスベストの飛散防止措置の概要	
	説明会等の実施報告書（第4号様式）		

アスベストに関する事前調査

吹付け材がある場合は、必ず分析をする必要があります。

お問い合わせ先 墨田区都市整備部環境担当環境保全課 指導調査担当 TEL 03-5608-6210 FAX 03-5608-1452 E-mail KANKYOU@city.sumida.lg.jp
各報告書は区役所12階までお持ちいただくか、FAX、メール、郵送のいずれかの方法で環境保全課へご提出ください。